

第 49 回全国高等学校総合文化祭部門別大会看板等製作業務仕様書

1 業務名

第 49 回全国高等学校総合文化祭部門別大会看板等製作業務

2 契約期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 8 日まで

3 目的

第 49 回全国高等学校総合文化祭の部門別大会において、ステージ上吊看板、置き看板、会場入り口前立て看板、国旗・県旗・市（町）旗（以下、国旗等という。）、プラカード、ネームプレートの製作、設置、撤去を行う。

4 業務内容

（1）看板、国旗等の製作、設置、撤去

別紙 1「看板等設置一覧表」のとおり看板等の製作、設置、撤去を行うこと。

<留意事項>

- ・木枠欄が「有」の看板については、会場既存の木枠に張り付けを行うこと。「無」の看板については、受託者において木枠を用意すること。
- ・置き看板は会場ステージ前方床等に設置できるように土台を製作すること。
- ・看板はインクジェット出力シート貼りとする。立て看板については、1 週間程度の耐水加工されたものとする。
- ・国旗等については、スチレンボード等の軽量の素材とし、適切に設置ができるように加工を施すこと。また、同一会場だけでなく、他会場においても共通して使用できるものについては、使用すること。
- ・会場の指定箇所に取り付けし、設置可能な方法により金具等を適宜取り付けること。取り付け等に必要な金具及び工具類は受託者が準備するものとし、見積金額に含めること。
- ・取り付けについては、安全性を十分に考慮すること。また、歩行者の妨げにならないようにするとともに、風雨等の影響も考慮すること。
- ・設置又は引き渡しに当たっては、各部門の担当者と時間等の調整を行うこと。
- ・受託者が設置した看板について、設置後不備（剥がれ、傾き）があった場合は再設置等の対応を行うこと。

（2）看板デザイン

- ・看板面のデザインは別紙 3「看板等デザインイメージ」を参考にして、デザインを行う。受託者は委託者から提供する基本データ（PDF、png、ai 形式等）に基づき、完成データのデザイン作成を行うこと。
- ・校正は基本 2 回とするが、完成度合いに応じて増やすことがある。
- ・看板デザインは立て看板、吊り看板それぞれ同一のデザインを基本とする。別紙 1「看板設置一覧表」の記載内容の文言が部門によって異なる。
- ・県章、市（町）章の画像データは委託者から提供する。
- ・演劇部門については、プロジェクター投影用の看板データを作成し、メールで納品すること。

（3）プラカード、ネームプレートの製作、配送、撤去

別紙2「プラカード等製作一覧表」のとおりプラカード、プラカード立て、ネームプレートの製作、配送、撤去を行うこと。

<留意事項>

- ・設置又は引き渡しに当たっては各部門の担当者と時間等の調整を行うこと。

(4) プラカード、ネームプレート規格

ア プラカード

- ・パネル材質 スチレンボード
- ・パネルサイズ 縦 300 mm×横 900 mm
- ・パネル版色 片面4色カラー出力
- ・持ち手 白塗り 木製等丈夫な素材を使用すること
- ・持ち手サイズ 20 mm×20 mm程度、長さ 900 mm

<留意事項>

- ・持ち手は角を落とすなど、持ちやすさと安全性に配慮すること。
- ・持ち手をパネルに十分に固定すること。

イ プラカード立て

- ・ステージ上で使用するため、白塗りで汚れなどが無いものとする。
- ・プラカードがスムーズに抜き差しでき、傾きやぐらつきがおこらないようにすること。

ウ ネームプレート

- ・材質 スチレンボード
- ・サイズ 縦 200 mm、横 600 mmを2枚組み合わせたA型
- ・パネル版色 片面4色カラー出力を2枚

<留意事項>

- ・蝶番等を利用しA型を折りたたむことができる設計にし、倒れない安定感のあるものとする
- こと。
- ・組み合わせる両面は同様のデザインとし、通し番号を印刷すること。

(5) プラカード、ネームプレートデザイン

- ・パネル面のデザインは別紙3「看板等デザインイメージ」を参考にして、デザインを行う。受託者は委託者から提供する基本データ（PDF、png、ai 形式等）に基づき、完成データの作成を行うこと。サイズにあわせて文字割付等のレイアウトを行うこと。
- ・校正は基本2回とするが、完成度合いに応じて増やすことがある。
- ・盤面については、反射防止に配慮するものとする。
- ・プラカード及びネームプレートの記載文言については、参加校が決定後の6月下旬ごろとなる。

5 デザインデータの納品

完成した印刷物のデザインデータをイラストレーター（ai 形式）等加工可能なデータで納品すること。

6 業務完了届

受注者は本業務が完了したときは、業務完了届を提出すること。

7 損害賠償責任

委託業務の処理に関し、受託者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受託者が損害賠償の責任を負うものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関連法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。また、本業務に関し、受託者が発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の許可なく公表又は使用してはならない。

(3) 著作権

本契約に基づく成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、香川県実行委員会に帰属する。

9 その他

(1) 受託者は本契約について、委託業務の全部、又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 業務の遂行にあたっては、実行委員会と事前に打ち合わせを行い、この仕様書に記載のない事項が生じた場合は、ただちに協議のうえ製作すること。